平成２４年（フ）第４号
長崎県長崎市川口町７番３号ハイツ川口201号
債務者　藤井　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県明石市魚住町清水2324番地の１　ベネフィス土山Ⅰ―405号、営業所の所在地兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目10番11号　セフレ播磨１階
債務者　お菓子のアトリエＯｏＭｏＲｉこと
大森　和弘
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県姫路市東延末２丁目21番地　ラ・パルフェ・ド・アフェール601
債務者　伊禮　　静
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４号
山口県光市大字岩田988番地２、住民票上の住所山口県光市室積新開１丁目２番１号
債務者　古谷　理恵
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１５号
香川県善通寺市上吉田町４丁目９番36号
債務者　齊藤　潤子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４６３号
千葉市若葉区若松町73番地25
債務者　稲垣利江子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
千葉県船橋市二子町612番地１　ステイツ西船橋208号
債務者　菅谷　房子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
千葉市中央区宮崎町663―２―509、住民票上の住所千葉市中央区椿森３丁目12番２号
債務者　荒川　義保
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７３号
静岡県磐田市下大之郷285番地２　サンライズ７―104号
債務者　吉田　孝二
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７２３号
愛知県知多市八幡字荒古後46番地の１
債務者　犬塚　昭子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
名古屋市名東区亀の井１丁目18番地　西一社第２団地101棟1004号
債務者　鵜飼芙美子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
沖縄県那覇市樋川２丁目９番14号
債務者　三好　泰勝
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４号
秋田市東通明田６番53号　フレグランスＫ・Ｓ101号
債務者　佐藤さち子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
秋田市八橋大沼町12番２号　ハイムむらかみＢ３
債務者　米沢　貴志
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
秋田市手形字十七流211番地３　１号
債務者　村山　真琴
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
秋田市寺内字三千刈89番地２
債務者　和田シゲ子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９号
茨城県日立市鹿島町２丁目10番12号
債務者　尾本　光雄
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所日立支部